

**在カナダ日系企業  
新型コロナウイルス感染症の  
ワクチン接種などに関する  
アンケート調査報告**

日本貿易振興機構（ジェトロ）

トロント事務所

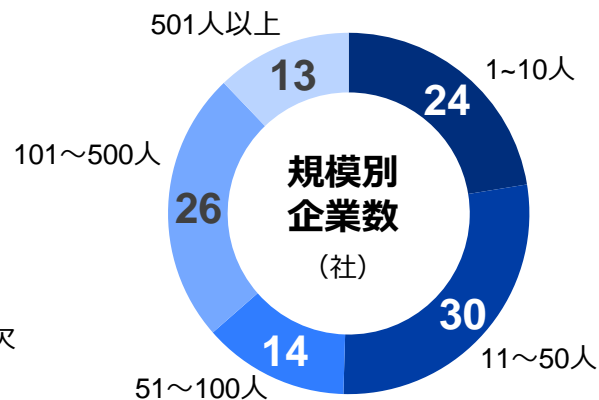
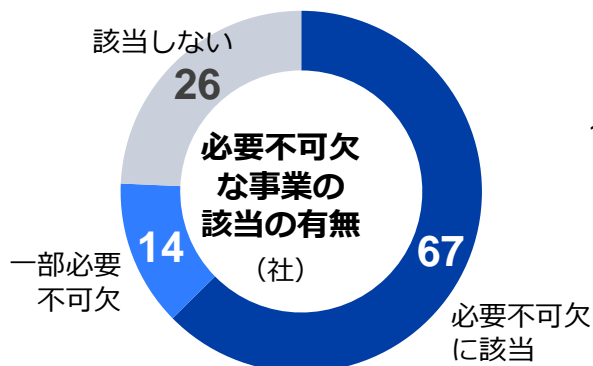
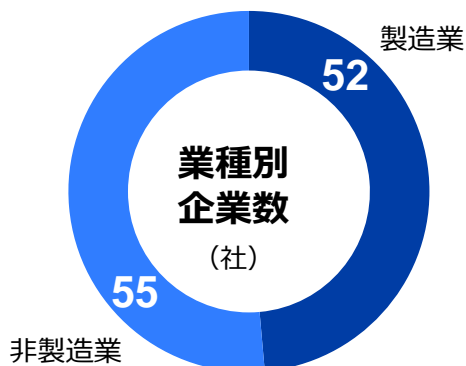
2021年5月10日

# 調査の実施概要

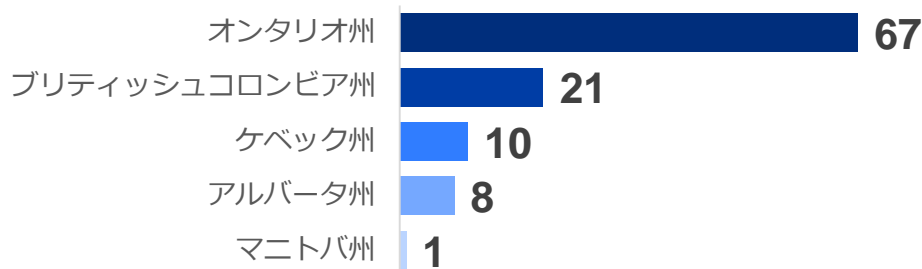
■ 調査実施期間 2021年4月26日～5月3日

■ 回答企業数 **107**社

## アンケート協力企業の内訳



## 所在地別企業数 (社)



※調査結果の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100とはならない。

# 調査結果のポイント

## 1. ワクチン接種の方針

- 43.0%の企業がワクチン接種を任意とし、42.1%の企業が推奨している。
- 12.1%の企業が方針を決めていない。

## 2. ワクチン接種を勧めるための特別な措置

- 47社（アンケート調査協力企業の43.9%）が「ワクチン接種の時間を有給の休暇扱いとする」と回答。

## 3. ワクチン接種における課題・懸念

- 「義務化や推奨して副反応が生じた場合の責任」と回答した企業が32社、次いで「接種者と非接種者の把握と収集した個人情報の保護」が30社、「義務化や推奨する場合の従業員からの反発」が25社、「義務化や推奨しないで事業所で感染が発生した場合の責任」が24社。
- 一方、27社が「特にない」と回答した。

## 4. 現在の勤務体制

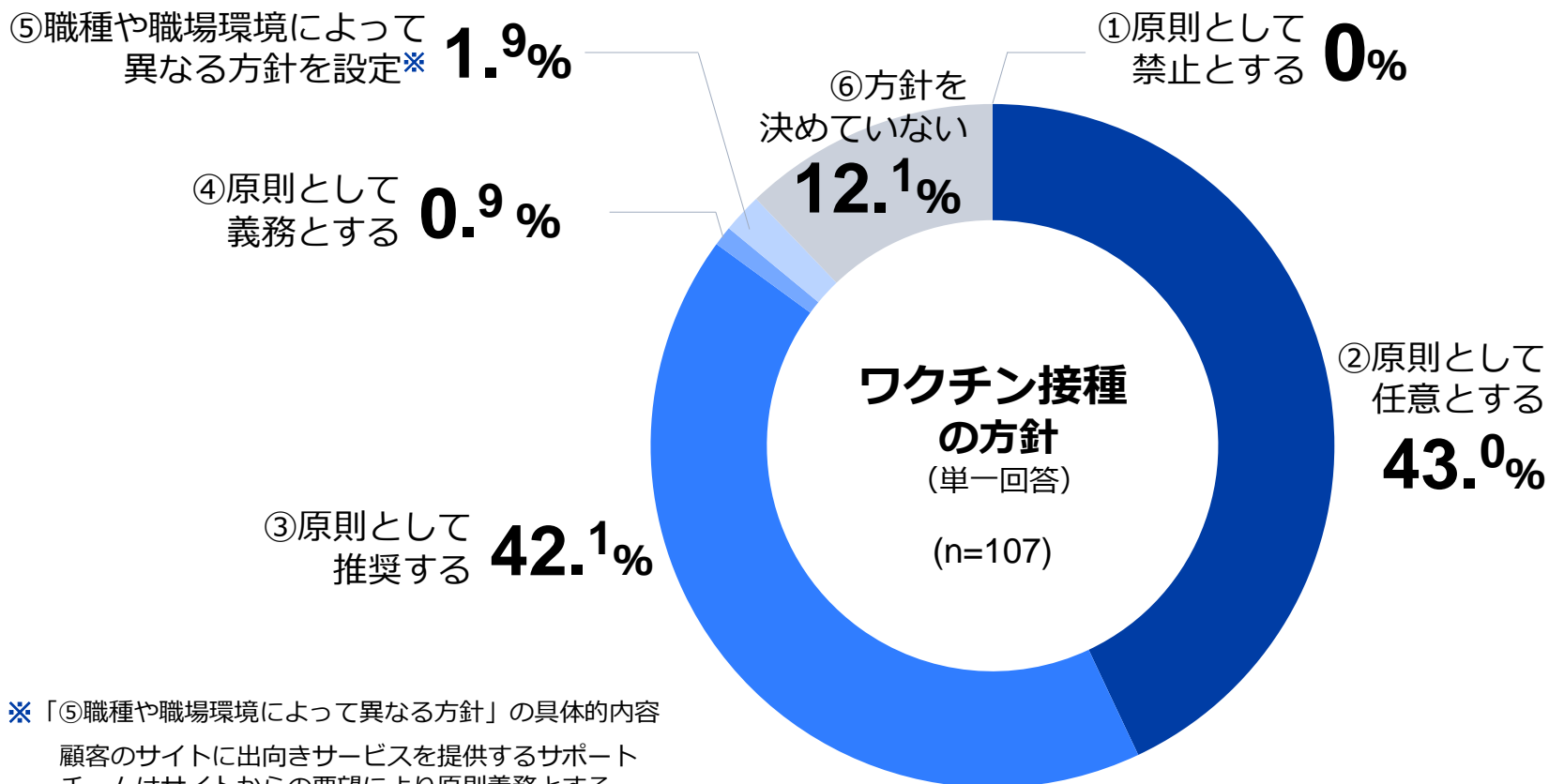
- 在宅勤務が可能な職種については、9割近くの企業が何らかの形で在宅勤務体制を取っている。
- 在宅勤務が難しい職種については、約7割の企業が原則として全従業員が事業所に出勤をし、約3割の企業が交代制を導入している。

## 5. 今後、新型コロナ以前の勤務体制に戻す予定

- 11.2%の企業が既に従業員をコロナ以前の勤務体制に戻し、44.9%の企業が原則として戻す予定。
- その時期としては「流行が完全に終息したと思われた時」と回答した企業が5割弱。
- 一方、43.9%の企業が新しい体制を検討中で、そのうち7割以上の企業が何らかのかたちでリモート勤務（在宅勤務含む）を勤務体制に取り入れる可能性がある。

# 1 | ワクチン接種の方針

- 43.0%の企業がワクチン接種を任意とし、42.1%の企業が推奨している。
- 12.1%の企業が方針を決めていない
- 従業員の職種や職場環境に関らず、全従業員を対象に接種の方針を定める企業が大多数を占める。

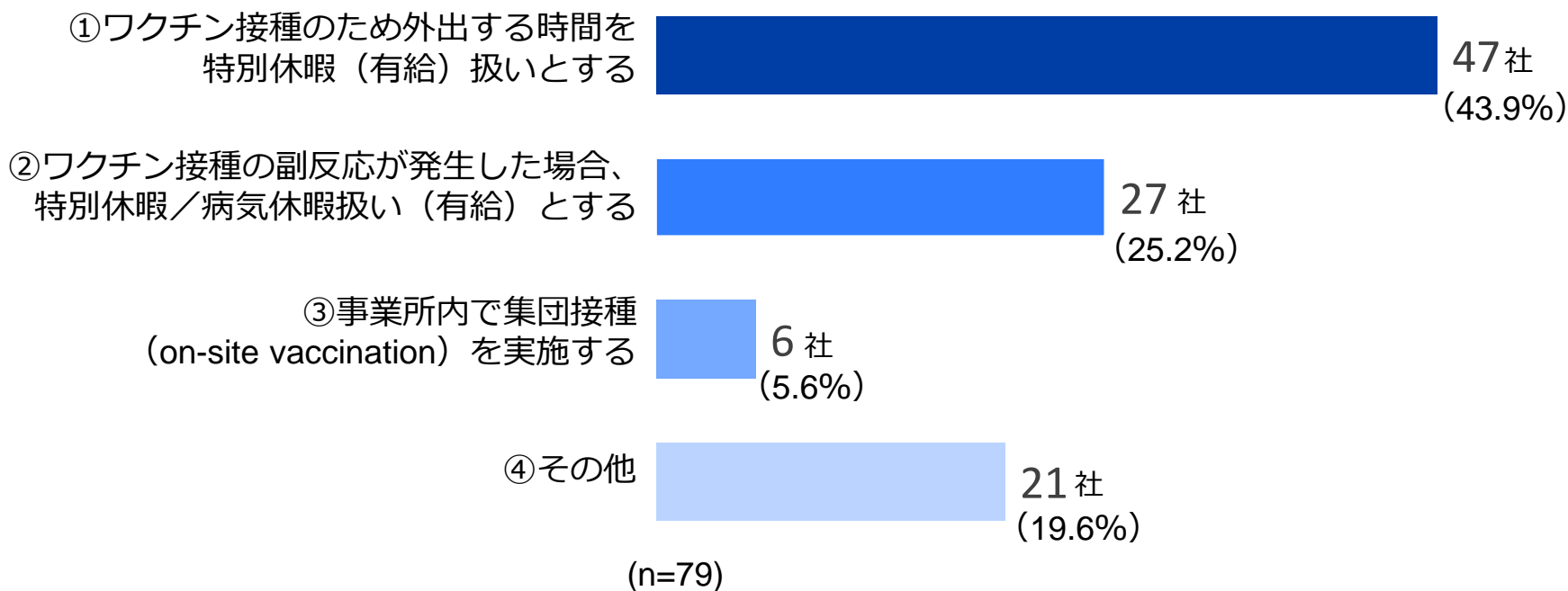


※ 「⑤職種や職場環境によって異なる方針」の具体的内容  
顧客のサイトに出向きサービスを提供するサポートチームはサイトからの要望により原則義務とする。

## 2-1 | ワクチン接種を勧めるための特別な措置

- 47社（アンケート調査協力企業の43.9%）が「ワクチン接種の時間を有給の休暇扱いとする」と回答。
- 27社（同25.2%）が「ワクチン接種により副反応が発生した場合、有給の休暇扱いとする」と回答。

### ワクチン接種を勧めるための特別な措置の導入またはその予定（複数回答）



※（ ）内は、無回答企業28社を含む、アンケート調査協力企業数（107社）を分母として算出。

## 2-2 | ワクチン接種を勧めるための特別な措置（「その他」具体的内容）

### 1. 接種を促すための方針

- 特別休暇ではなく、勤務時間内3時間まで勤務扱いとする。
- 接種の理由で2～3時間の外出は許可（休暇扱いにならない）。
- Province Health によるEssential Business Off Site Vaccinationへの参加推奨。
- 同じ地域の同業他社と合同で接種会場を設営するなど地域で協力体制を敷いている。
- ワクチン接種を行った従業員に対して50カナダ・ドル程度の金券を配布する。
- インセンティブを与える。

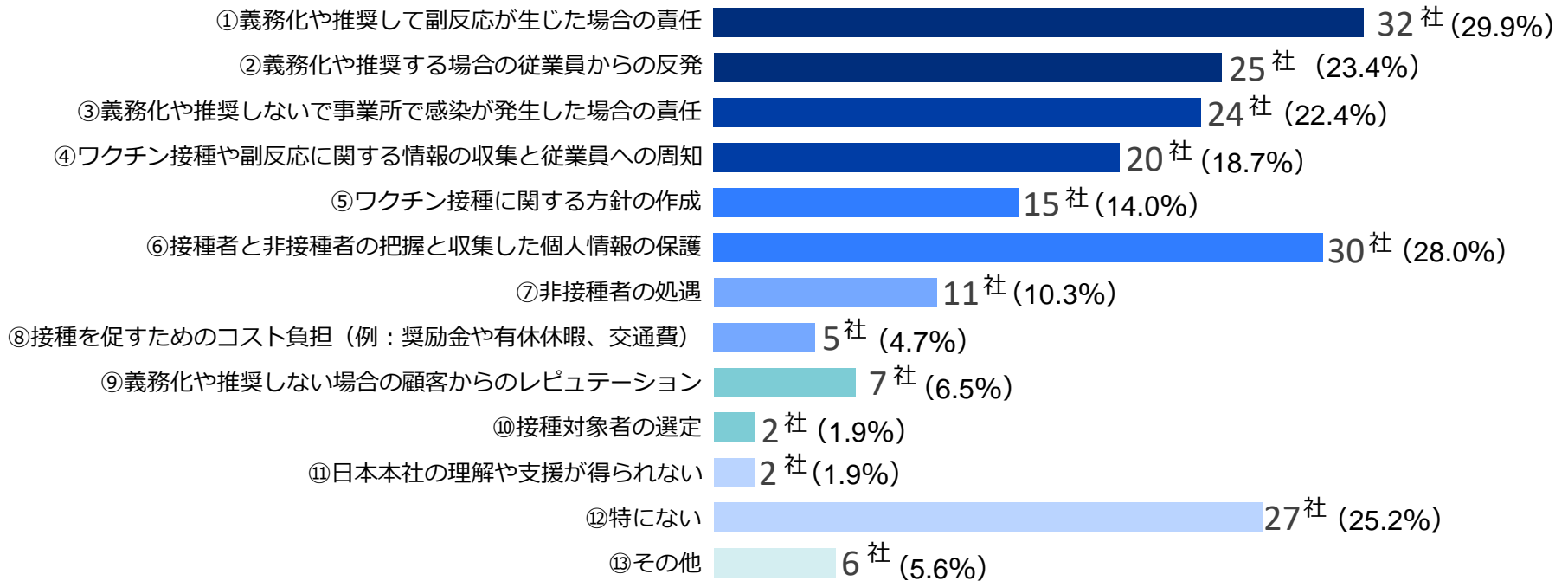
### 2. 接種の方針

- 就業時間外の接種を推奨。
- 特に現時点では特別なルールを設置していないが、州政府により「ワクチン接種のための労働者の有給休暇」が認められればそれに従う。
- 法律に応じて対応する。
- 特別休暇等については、州の特別な措置法の状況も見ながら、社内で慎重に検討中。
- 時間外での接種を原則としており、やむを得ず業務時間内での接種となる場合は人事部門に相談。
- 副反応が発生した場合は無給で休職（欠勤）扱いとなる。
- 会社として接種の推奨はしているが、実施状況の報告は個人情報にあたるので任意にしている。報告があった場合には接種後の副反応等も考慮して勤務配慮を行うことも併せて周知している。
- あくまで任意とし、会社としては特に方針を定めない予定。
- 特別な措置を導入しておらず予定もない。
- 特に導入予定はない。

## 3-1 | ワクチン接種における課題・懸念

- 「義務化や推奨して副反応が生じた場合の責任」と回答した企業が最も多く32社。次いで「接種者と非接種者の把握と収集した個人情報の保護」が30社、「義務化や推奨する場合の従業員からの反発」が25社、「義務化や推奨しないで事業所で感染が発生した場合の責任」が24社。
- 一方、27社が「特にない」と回答した。

### ワクチン接種における課題・懸念（複数回答）



(n=103)

※（ ）内は、無回答企業4社を含む、アンケート調査協力企業数（107社）を分母として算出。

## 3-2 | ワクチン接種における課題・懸念（「その他」具体的内容）

### 1. 副反応に伴う懸念

- ワクチン接種による副反応での欠勤率増加。
- 副反応への特別休暇扱いの悪用。

### 2. 接種を促すための取り組み

- 集団接種の機会を提供したいがまだサービスを受けられない。

### 3. 非接種者への配慮

- 接種者、非接種者がいることを前提とした、勤務ガイドラインの作成。
- ワクチン接種の有無による差別、ハラスメントの防止が必要。

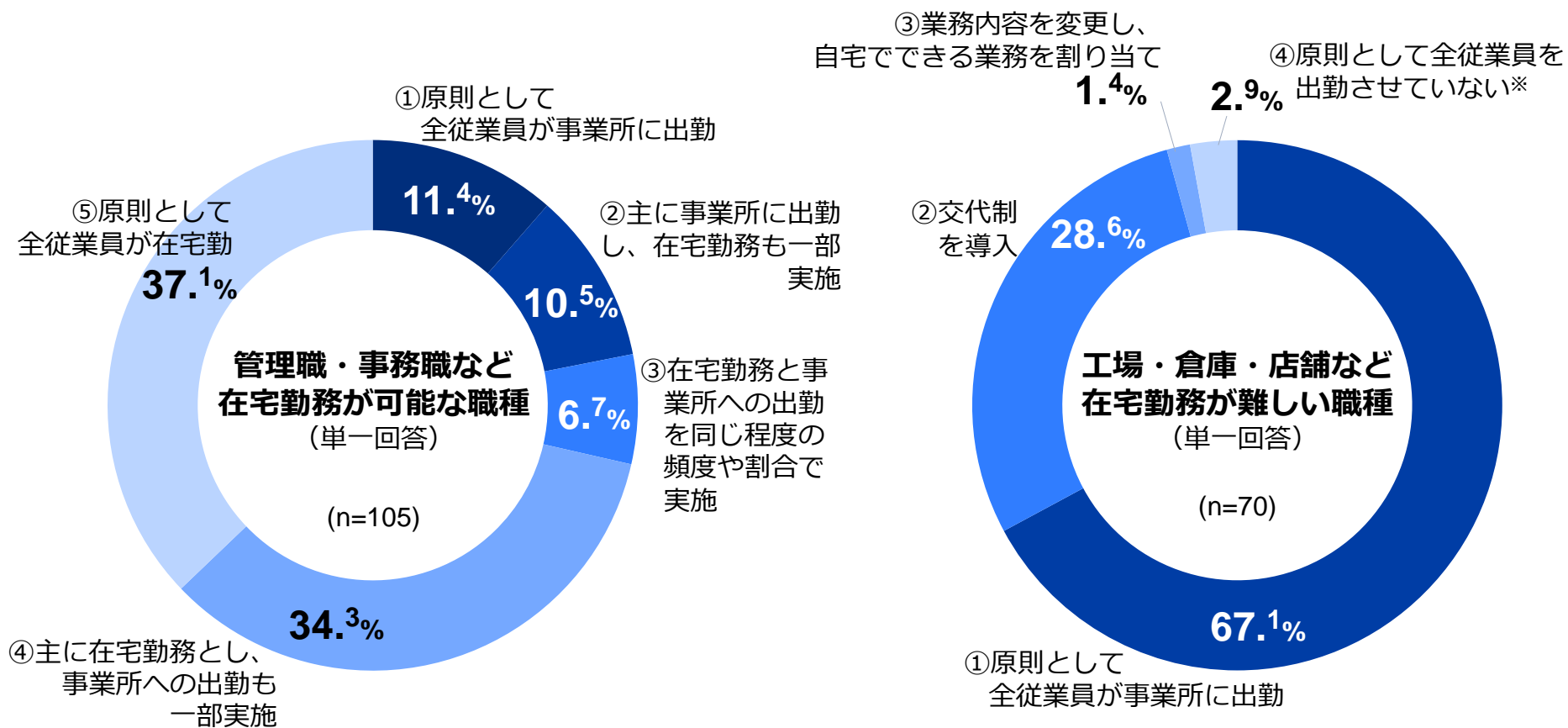
### 4. ワクチン情報の収集と周知

- 対象者が日々拡大、変更されていくので情報をキャッチアップするのが大変。



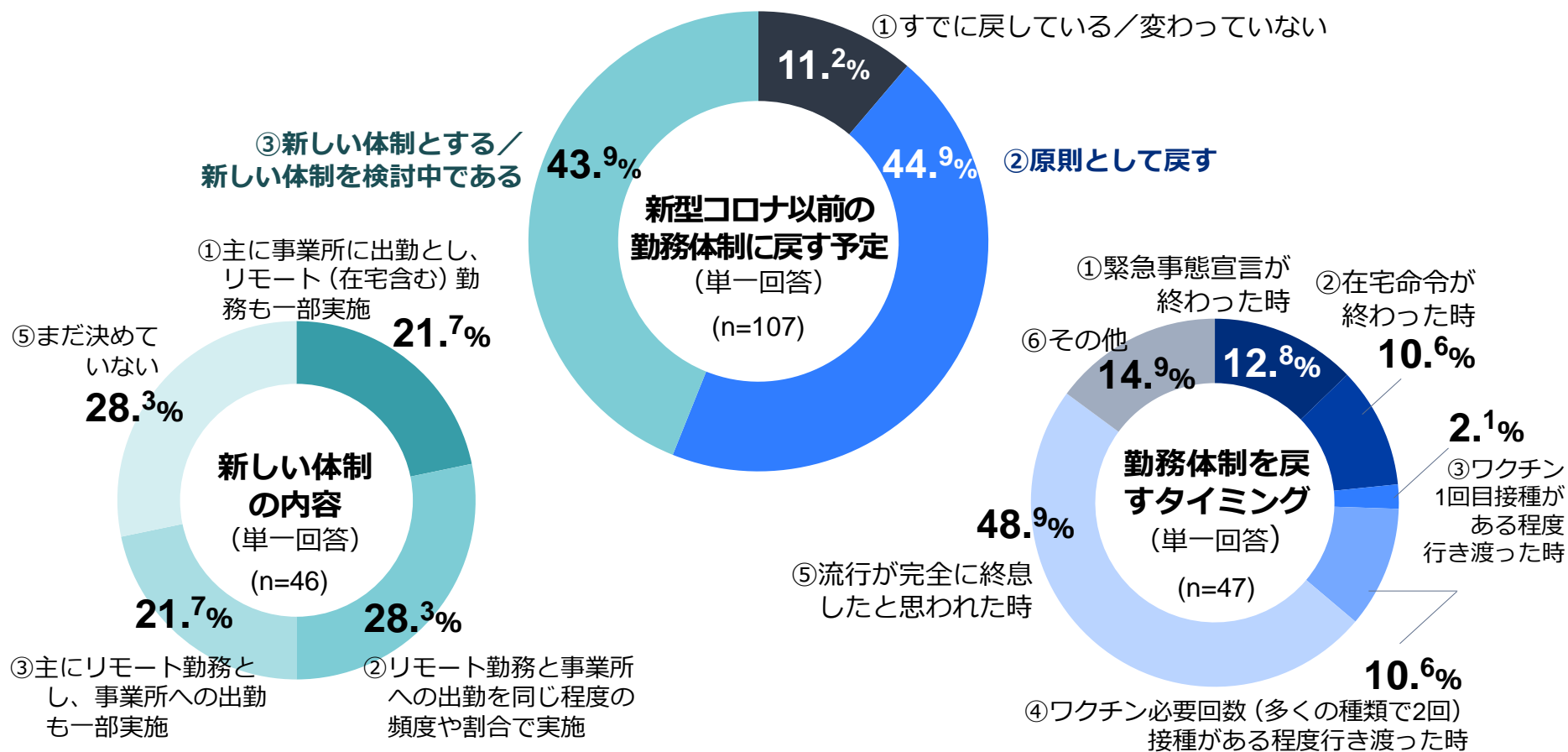
## 4 | 現在の勤務体制

- 現在の勤務体制として、管理職・事務職などの在宅勤務が可能な職種については、9割近くの企業が何らかの形で在宅勤務体制を取っている。
- 工場・倉庫・店舗などの在宅勤務が難しい職種については、約7割の企業が原則として全従業員が事業所に出勤をし、約3割の企業が交代制を導入している。



## 5-1 | 今後、新型コロナ以前の勤務体制に戻す予定

- 11.2%の企業が既に従業員をコロナ以前の勤務体制に戻し、44.9%の企業が原則として戻す予定。その時期としては「流行が完全に終息したと思われた時」と回答した企業が5割弱。
- 一方、43.9%の企業が新しい体制を検討中で、そのうち7割以上の企業が何らかのかたちでリモート勤務（在宅勤務含む）を勤務体制に取り入れる可能性がある。



## 5-2 | 勤務体制を元に戻すタイミング（「その他」具体的内容）

### 1. 状況に応じて検討

- 新規感染者数などのいくつかの指標がある程度安心できるレベルになった時。
- 業務量が通常に戻ったら。
- ワクチン接種後や終息後という明確な基準は現時点では規定しておらず、状況を見ながら経営陣にて判断する予定。
- 検討中。

### 2. 政府の方針により検討

- グレーゾーン、レッドゾーン等、政府の方針に則して段階的に出勤体制を元に戻していく。

### 3. 具体的な時期

- 現時点では21年9月としている。

# 6 | 新型コロナに関する課題・懸念等（自由記述回答）

## 1. コロナ終息後の勤務体制

- 現時点では以前の体制に戻す予定だが、リモートを希望するスタッフが多くなりそう。リモートさせるスタッフとさせないスタッフの条件を設定しなくてはならないと考えている。
- 州規制に合わせて、都度ガイドラインを更新しながら、感染防止を徹底し、オフィス勤務・在宅勤務を組み合わせた運用を続けている。

## 2. 在宅勤務を継続するための取り組み

- 在宅勤務を継続する上でのITセキュリティ強化、人事評価制度改定、給料・報酬改定、DX推進。
- 頻繁なコミュニケーションの実施。
- Teams等によるバーチャルミーティングや社内飲み会（コミュニケーション）。

## 3. 事業所を維持・再開するための取り組み

- 出社社員へのEssential Certificate発行、オフィス入館者への体温測定／体調確認／感染および感染者接触履歴確認システム導入（発症時のトレーシング含む）、発症時速報ルール策定、その他一般的な防護措置（マスク／消毒液支給、対人距離確保、会議室人数規制等）を実施中。
- SNSなどによって拡散されたコロナワクチンに関する情報によってワクチンを忌避する人が一定数いるため、ワクチンに関する基本情報（ウイルスのリスクとワクチンのリスクの比較、ワクチンの仕組みと副反応が生じた際の治療など）に関するプレゼンテーションを全社に対して行う予定。

## 4. その他

- ワクチン接種が終わったら、日本への出張時の2週間隔離を止めてほしい。また、逆にカナダでの2週間の隔離も止めてほしい。
- 北米でも世界的な旅行再開に向けた国際的なワクチンパスポート体制の構築。

# 本調査に関するお問い合わせ先

## 日本貿易振興機構(ジェトロ)

### トロント事務所



tor\_research@jetro.go.jp

### 海外調査部米州課



orb@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル9階

### ■ ご注意

本調査で提供している情報は、ご利用者のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。